

## 議案第 24 号

### 工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

#### 記

- 1 契約の目的 多可町生涯学習まちづくりプラザ建設工事
- 2 変更後の契約額 1, 8 7 6, 6 0 0, 0 0 0 円  
(内消費税 1 7 0, 6 0 0, 0 0 0 円)
- 3 変更前の契約額 1, 7 4 3, 5 0 0, 0 0 0 円  
(内消費税 1 5 8, 5 0 0, 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 兵庫県姫路市北条口 3 丁目 22 番地  
神崎・和以貴特定建設工事共同企業体  
代表者名 株式会社 神崎組  
取締役社長 神崎 文吾